

重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護サービス)

(介護予防小規模多機能型居宅介護サービス)

令和6年6月1日現在

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話	086-523-5230
ご利用時間	8時30分～17時30分
担 当 部 署	小規模多機能型居宅介護事業所 おとしま

* ご不明な点はなんでもおたずねください。

2. 事業所の概要

事業所の名称	小規模多機能型居宅介護事業所 おとしま
事業所の所在地	岡山県倉敷市玉島2丁目24-28
代表者名	瀬崎 宏之
電話番号	086-523-5230 ※緊急連絡先も同様
サービスを提供する対象地域	倉敷市の玉島地区、船穂地区、連島地区

3. 当法人であわせて実施するサービス事業

サービス事業の種類	岡山県知事の事業者指定		利用定員	
	指定年月日	指 定 番 号		
入所 介護医療院	令和2年11月1日	倉敷市指 第631号	106人	
居宅	通所リハビリテーション	平成12年4月1日	岡山県指令長寿第5-684号	40人
	短期入所療養介護	平成12年4月1日	岡山県指令長寿第1-827号	20人
	訪問看護ステーション	平成15年7月1日	岡山県指令長寿第 397号	
	認知症対応型共同生活介護	平成13年7月1日	岡山県指令長寿第6-869号	26人
居宅介護支援事業所	平成11年10月1日	岡山県指令長寿第1-224号		

4. 設備の概要

(1) 敷地及び建物

敷 地	942.66㎡
建 物	構造 RC造一部鉄骨造
	延床面積 1階 243.78㎡ 2階 243.78㎡

(2) 主な設備

	設備の種類	数	面積
1階	機能訓練室兼食事・休憩室	3室	51.37㎡
	相談室	1室	9.19㎡
	事務室	1室	8.72㎡
	宿直室	1室	8.71㎡
	静養室	2室	27.11㎡
	休憩室兼相談室	1室	17.62㎡
	台所	1室	7.43㎡
	浴室	1室	14.11㎡
	トイレ	2箇所	
2階	宿泊室	9室	93.02㎡
	相談室	1室	17.42㎡
	台所・居間	1室	26.55㎡
	浴室	1室	6.40㎡
	トイレ	2箇所	

5. 営業時間

営業日	年中無休		
	通いサービス	9時～17時	訪問サービス 24時間
	宿泊サービス	17時～9時	

6. 職員体制

従業者の職種	資格	常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	介護福祉士		1名		
介護支援専門員	介護支援専門員		1名		
看護・介護職員	看護師、准看護師、介護福祉士 又はヘルパー	9名	1名		
訪問介護職員	介護福祉士又はヘルパー	1名以上			

7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	勤務
管理者 介護支援専門員 看護・介護職員 訪問介護職員	早出（7:30～16:30） 日勤（8:30～17:30） （9:00～18:00） 遅出（10:00～19:00） 夜勤（16:00～9:30）	の交替勤務 週40時間

8. 利用にあたっての留意事項

指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの対象者は要支援者、要介護者であって自傷他害などの行為がない方とします。

9. サービス内容

①居宅サービス計画及び、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護計画の立案利用者の個別の援助計画を立て、内容をご本人、ご家族に説明し同意のもと交付し、それに基づきケアをいたします。

②食事

利用者様と一緒に食事の用意をし、また提供いたします。

③介護

可能な限り自立に向けた介護を提供します。

④入浴

必ず介護員がついて入浴していただきます。

⑤生活相談

生活内のご相談に応じます。

⑥健康管理

食欲や運動面、服薬援助、バイタル測定などの健康管理をいたします。

⑦レクリエーション等

運動をかねて楽しみながら参加できるレクリエーションを企画実施します。

⑧送迎

ご自宅と施設の間の送迎をいたします。

⑨訪問サービス

ご自宅を訪問し、日常生活動作(排泄や食事等)の介助をいたします。

また通いサービスを受けられない日も安否確認等させていただきます。

⑩宿泊サービス

ご家族のご事情で自宅での介護ができない場合に、宿泊していただくことができます。

10. 利用料金

①利用料

下表に示したサービス内容に応じた利用料金となります。また、保険外給付サービスを利用された場合は、保険外給付サービス料金がかかります。

②保険給付サービスの利用料

自己負担1割での利用料（利用料は介護保険被保険者証の保険給付率に準じます）

小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護1 10,458円 ・要介護2 15,370円 ・要介護3 22,359円 ・要介護4 24,677円 ・要介護5 27,209円
介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1 3,450円 ・要支援2 6,972円
短期利用居宅介護費（1日につき） ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護1 572円 ・要介護2 640円 ・要介護3 709円 ・要介護4 777円 ・要介護5 843円 ・要支援1 424円 ・要支援2 531円
初期加算（1日につき） ※2	30円
認知症加算（Ⅲ）（1月につき）	760円
認知症加算（Ⅳ）（ 〃 ）	460円
若年性認知症利用者受入加算（1月につき） ※3	800円
看護職員配置加算（Ⅱ）（1月につき）	700円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）（1月につき） ※4	1,200円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）（ 〃 ）	800円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき）	100円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（ 〃 ）	200円
口腔・栄養スクリーニング加算（6月に1回） ※5	20円
科学的介護推進体制加算（1月につき）	40円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（1月につき） ※6	100円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（ 〃 ）	10円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき）	750円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（ 〃 ）	640円
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） ※7	
「1ヶ月の介護報酬総単位数×13.4%（サービス別加算率）×10円」の1割の額	

自己負担2割での利用料（利用料は介護保険被保険者証の保険給付率に準じます）

小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護1 20,916円 ・要介護2 30,740円 ・要介護3 44,718円 ・要介護4 49,354円 ・要介護5 54,418円
介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1 6,900円 ・要支援2 13,944円
短期利用居宅介護費（1日につき） ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護1 1,144円 ・要介護2 1,280円 ・要介護3 1,418円 ・要介護4 1,554円 ・要介護5 1,686円 ・要支援1 848円 ・要支援2 1,062円
初期加算（1日につき） ※2	60円
認知症加算（Ⅲ）（1月につき）	1,520円
認知症加算（Ⅳ）（ 〃 ）	920円
若年性認知症利用者受入加算（1月につき） ※3	1,600円
看護職員配置加算（Ⅱ）（1月につき）	1,400円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）（1月につき） ※4	2,400円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）（ 〃 ）	1,600円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき）	200円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（ 〃 ）	400円
口腔・栄養スクリーニング加算（6月に1回） ※5	40円
科学的介護推進体制加算（1月につき）	80円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（1月につき） ※6	200円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（ 〃 ）	20円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき）	1,500円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（ 〃 ）	1,280円
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） ※7	「1ヶ月の介護報酬総単位数×13.4%（サービス別加算率）×10円」の2割の額

自己負担3割での利用料（利用料は介護保険被保険者証の保険給付率に準じます）

小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護1 31,374円 ・要介護2 46,110円 ・要介護3 67,077円 ・要介護4 74,031円 ・要介護5 81,627円
介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1 10,350円 ・要支援2 20,916円
短期利用居宅介護費（1日につき） ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護1 1,716円 ・要介護2 1,920円 ・要介護3 2,127円 ・要介護4 2,331円 ・要介護5 2,529円 ・要支援1 1,272円 ・要支援2 1,593円
初期加算（1日につき） ※2	90円
認知症加算（Ⅲ）（1月につき）	2,280円
認知症加算（Ⅳ）（ 〃 ）	1,380円
若年性認知症利用者受入加算（1月につき） ※3	2,400円
看護職員配置加算（Ⅱ）（1月につき）	2,100円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）（1月につき） ※4	3,600円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）（ 〃 ）	2,400円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき）	300円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（ 〃 ）	600円
口腔・栄養スクリーニング加算（6月に1回） ※5	60円
科学的介護推進体制加算（1月につき）	120円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（1月につき） ※6	300円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（ 〃 ）	30円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき）	2,250円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（ 〃 ）	1,920円
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） ※7	「1ヶ月の介護報酬総単位数×13.4%（サービス別加算率）×10円」の3割の額

※1) 小規模多機能型居宅介護事業所おとしまに登録がなくても宿泊室に空床があり、緊急やむを得ない場合に一定の条件下において短期利用が可能です。

※2) 登録された日から30日を限度に算定いたします。

※3) 若年性認知症の利用者様ごとに個別の担当者を定めた場合、算定いたします。

- ※4) 利用者様の個別サービス計画について、利用者様やご家族の状況を踏まえ、多職種協働により適切に見直しを行った場合に算定します。
- ※5) 利用開始および利用中6カ月ごとに栄養状態について確認を行い、ケアマネージャーに文書で共有した場合に算定いたします。
- ※6) 介護ロボット等のテクノロジー導入等により、入所者様の安全や職員の負担軽減の取り組みを行った場合に算定します。
- ※7) 介護職員の処遇改善を行なうことで人員を確保し、適正かつ質の高い介護サービスを提供していくためにご負担いただく費用です。

③保険外給付サービスの利用料

項目	利用料
食費	朝300円・昼500円・夕500円（1日あたり1,300円）
宿泊費	2,100円（1泊につき）
おむつ代	テープ止めおむつ 150円/1枚 尿パット 70円/1枚 リハビリパンツ 200円/1枚 長時間おむつ 120円/1枚
私物洗濯代	100円（1日につき）
その他	事業所において提供する便宜のうち、利用者に負担していただくことが適当と認められる費用

1.1. 秘密保持

サービスを提供する上で、サービス担当者会議にて利用者様及びご家族に関する情報を用いる場合がありますが、契約中及び契約終了後第三者にもらすことはありません。

1.2. 緊急時の対応方法

サービス提供中（送迎時含む）に様態の変化が生じた場合、その他必要な場合はご家族へ連絡するとともに、速やかに主治医への連絡を行なう等適切な措置をいたします。

1.3. 非常災害時の対策

災害時においては財団法人弘仁会の消防計画に基づき、利用者の安全確保に努めます。

防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	自動火災報知機	有	消火器	各所に有
避難誘導灯	各所に有			
スプリンクラー	各所に有			
カーテン等は防災性能のあるものを使用しています。				

14. 事故発生時の体制

利用者様に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には事故記録簿へ記録し速やかに市町村、利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故発生時の状況を確認の上、管理者・従業者まじえて対策を検討し、再発のないよう努めます。

利用者様に対する介護サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者様の生命・身体・財産等を傷つけた場合は、その責任の範囲において利用者様に対して損害を賠償するものとします。

15. 苦情等申立先

担当部署	小規模多機能型居宅介護事業所 おとしま (☎086-523-5230) ※管理者が承ります ご利用時間 8時30分～17時30分	
公的機関	申立先	電話番号
	国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理 8時30分～17時00分	086-223-8811
	倉敷市役所介護保険課 8時30分～17時15分	086-426-3343
ご意見箱	施設玄関に設置	

16. 苦情発生時の体制

苦情が発生した場合には、苦情処理簿へ記録のうえ管理者へ報告します。また、速やかに発生状況を確認のうえ、対策等を検討し利用者様もしくはご家族への説明を行います。

17. 当施設の協力医療機関、施設等について

協力医療機関	名称	玉島病院
	所在地	倉敷市玉島乙島4030番地
	電話番号	086-522-4141
協力施設	名称	玉島中央老健施設秀明荘
	所在地	倉敷市玉島中央町1丁目4番8号
	電話番号	086-523-0111
	名称	特別養護老人ホームグリーンピア瀬戸内
	所在地	倉敷市玉島陶856番地の1
	電話番号	086-525-1234

18. 身体拘束について

当該事業所は利用者様の状態により、利用者様本人もしくは他利用者様の生命又は身体が危険にさらされる場合や、身体拘束以外に代替する看護・介護方法がないなどやむを得ない場合に、利用者様（利用者の代行者を含む）に対し、その内容を説明し、同意を得て身体拘束を行います。また、身体拘束実施後は経過を記録し、早期に解除できる対処方法を検討します。

19. 地域との連携

利用者様が住みなれた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図ります。また、サービスの提供に当たり、利用者様、利用者様のご家族、地域住民の代表、地域包括支援センターの職員及び、小規模多機能型居宅介護に知見を有するもの等により、運営推進会議を設置し、提供するサービスの評価等を行います。

